

新庄市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	37,725 人	17,275,818 千円	273,203 千円	2,435,814 千円	14.1 %	14.8 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
26年度	255 人	928,267 千円	123,213 千円	352,542 千円	1,404,022 千円	5,506 千円	5,785 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

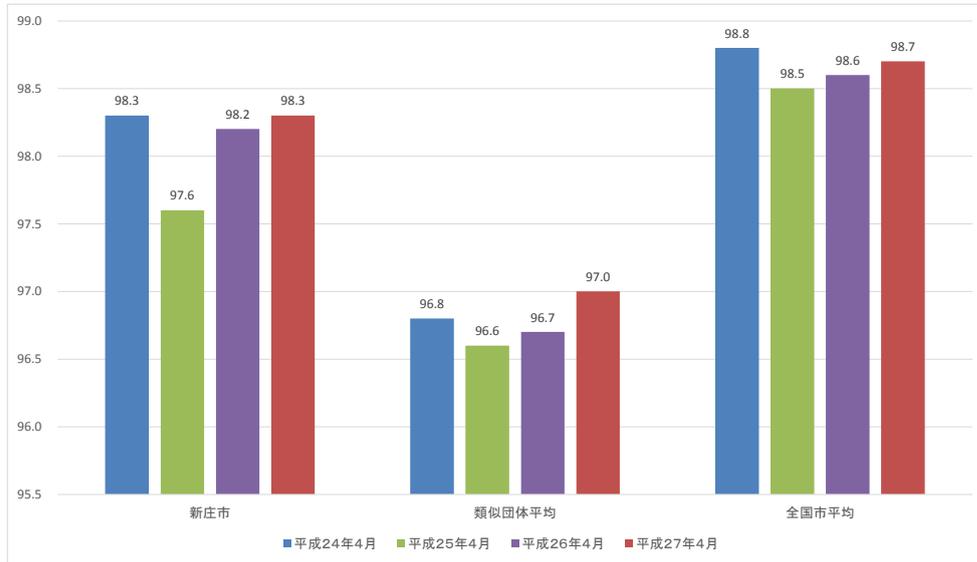
(3) 特記事項

- 減額措置の取り組み
 55歳超6級職員について、給料及び管理職手当を1.5%削減しました。
 平成23年11月から平成27年3月まで継続して、市長、副市長及び教育長の給料月額を次のように減額しています。

	条例で定める額	独自削減 減額割合	独自削減による 減額後の給料月額
市長	920,000	20%	736,000
副市長	700,000	10%	630,000
教育長	590,000	8%	542,800

(単位:円)

(4) ラスパイレス指数の状況



(注)

- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	山形県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	軟差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	378,015 円	377,295 円	720 円 (0.19) %	0.19 %	0.19 %	0.36 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、山形県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	山形県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	軟差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	4.08 月	3.95 月	0.13 月	0.15 月	4.10 月	4.20 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(6)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、山形県人事委員会勧告に鑑みて適及改正。内容はすべての給料月額について増額を実施。なお、国、県と同様に激変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。
 その他の給料表については一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準20%に対し、新庄市においても20%を支給。
 (実施時期)平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日現在は18%、給与改定後は平成27年4月1日に適及し18.5%を支給。
 (参考)

東京都特別区	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合(H28.4.1)
		4月1日現在	適及改定後	
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%
新庄市の支給割合	18%	18%	18.5%	20%

③その他の見直し

単身赴任手当について、国及び山形県と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日より実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
新庄市	41.6 歳	314,700 円	368,294 円	334,873 円
山形県	44.3 歳	347,600 円	433,900 円	374,200 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.5 歳	319,751 円	378,183 円	345,434 円

2) 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	公務員			民間			参考 A/B
			平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
新庄市	52.2 歳	22 人	370,600 円	413,827 円	384,927 円	—	—	—	—
うち学校調理師	51.1 歳	5 人	373,100 円	395,320 円	378,969 円	調理士	43.1 歳	249,200 円	1.58
うち用務員	53.9 歳	5 人	377,800 円	413,880 円	400,217 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	2.06
その他の職種	55.4 歳	12 人	369,550 円	430,234 円	381,634 円	—	—	—	—
山形県	47.2 歳	524 人	335,500 円	373,900 円	355,200 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	20 人	313,072 円	339,548 円	325,649 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	新庄市	—	—
うち学校調理師	6,351,440 円	3,325,400 円	1.91
うち用務員	6,655,660 円	2,774,400 円	2.40
その他の職種	6,689,740 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一定しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤動手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額の求め方には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、国家公務員と比較するため、同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区分	新庄市	山形県	国	
一般行政職	大学卒	178,400 円	178,400 円	174,200 円
	高校卒	145,500 円	145,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	140,900 円	140,900 円	—
	中学卒	127,700 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

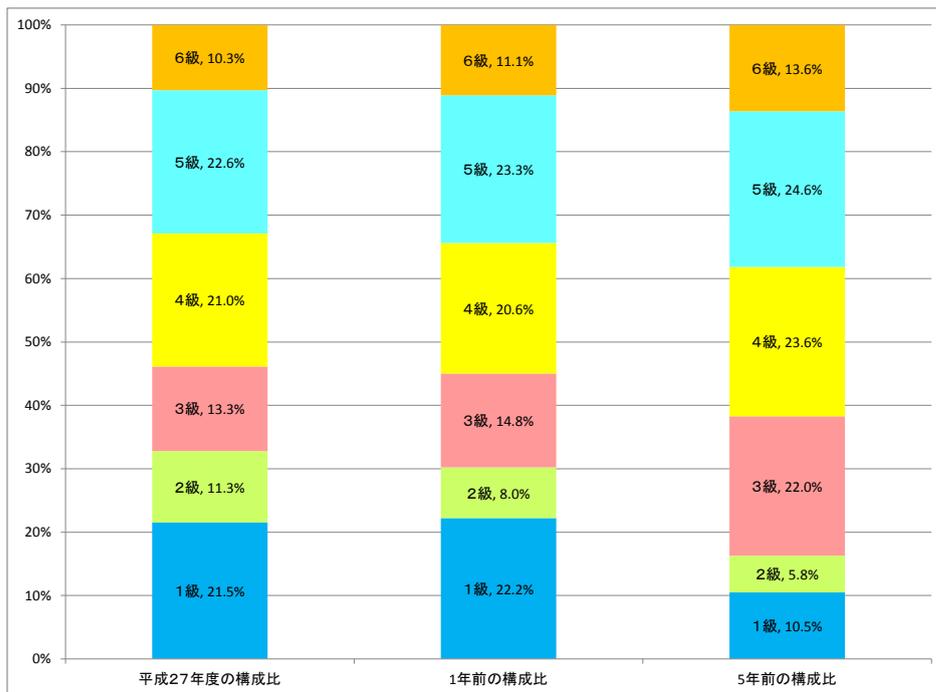
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	284,500 円	340,200 円	368,000 円	389,400 円	402,800 円
	高校卒	237,800 円	287,300 円	327,800 円	367,000 円	389,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	345,500 円	370,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況(27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	42 人	21.5%	140,900 円	250,900 円
2 級	主事・技師	22 人	11.3%	192,200 円	309,200 円
3 級	主任	26 人	13.3%	229,300 円	356,200 円
4 級	係長・主査	41 人	21.0%	264,600 円	387,900 円
5 級	室長・担当主査	44 人	22.6%	291,900 円	400,200 円
6 級	課長・主幹	20 人	10.3%	323,500 円	417,800 円

(注)1 新庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・毎年1月1日に、所属長が所属員の勤務実績を評価し、昇給の号給数を決定している。
・地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から、人事評価の結果を任用、給与等の基礎として活用することが義務付けられることから、勤務成績の反映については方法を検討しているところである。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 庄 市		山 形 県		国	
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)		—	
1,399 千円		1,608 千円			
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.40 月分	2.55 月分	1.40 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.40)月分	(0.70)月分	(1.40)月分	(0.70)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

・6月1日及び12月1日を基準日とし、それぞれ基準日に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務実績により、勤勉手当を支給している。

・地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から、人事評価の結果を任用、給与等の基礎として活用することが義務付けられることから、勤務成績の反映については方法を検討しているところである。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

新 庄 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算:2~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算:2~45%加算	
1人当たり平均支給額	18,312 千円	22,820 千円	—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		432 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		432 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	1 人	18 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		98.3	
(ラスパイレース指数)		(98.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。【補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。】

(4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		4 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		2,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		0.78 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 300円
行旅病人取扱手当	右記に従事した職員	行旅病人の取扱業務	0 千円	1件当たり 1,000円
行旅死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務	0 千円	1件当たり 2,000円
神室荘死亡人取扱手当	右記に従事した職員	神室荘の在荘者が死亡した場合の取扱業務	0 千円	1件当たり 1,500円
ひとりぐらしの死亡人取扱手当	右記に従事した職員	ひとりぐらしの老人等が死亡した場合の取扱業務	4 千円	1件当たり 2,000円
特定毒物による害虫防除作業に従事する職員の手当	右記に従事した職員	特定毒物による害虫防除業務	0 千円	日額 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	45,414 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	178 千円
支給実績(25年度決算)	40,911 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	160 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。□

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円、配偶者以外:6,500円 ※配偶者がいない場合:一人目のみ11,000円 ※配偶者以外で、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの期間の扶養親族がある場合:1人につき5,000円加算	同じ	-	24,307 千円	235,990 円
住居手当	・最高27,000円とし、借家・借間に応じた額	同じ	-	10,458 千円	326,813 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応じた額(最高44,900円)	異なる	自動車等利用者について最高額24,500円	10,733 千円	86,556 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に対し、職責に応じて支給 課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円	同じ	-	11,818 千円	537,182 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要性により休日等に勤務した場合に支給	異なる	1回当たり 課長職:4,000円 主幹職:3,000円 (6時間を超えた場合は1.5を乗じた額)	97 千円	5,706 円
単身赴任手当	30,000円+距離に応じた加算(最高70,000円)	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額(最高6,620円)	同じ	-	0 千円	- 円
宿日直手当	勤務1回あたり最高7,200円 ※主な支給対象:神室荘における宿日直勤務(1回あたり5,900円)	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高17,800円)	同じ	-	16,932 千円	67,458 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	-	2,771 千円	16,300 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00～翌日の5:00)に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	920,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市町村長	700,000	円	989,000	円 / 259,000 円
報 酬	議 長	448,000	円	816,000	円 / 325,000 円
	副 議 長	395,000	円	545,000	円 / 230,000 円
	議 員	370,000	円	474,000	円 / 200,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)			
	副市町村長	3.00	月分	※給料月額に40%を加算し、支給月数を乗じた額	
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)			
	副 議 長	3.00	月分	※報酬に40%を加算し、支給月数を乗じた額	
	議 員				
備 考	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.567		25,038,720 円	任期ごと
	備 考	給料月額×在職月数×0.378		12,700,800 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給額に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です

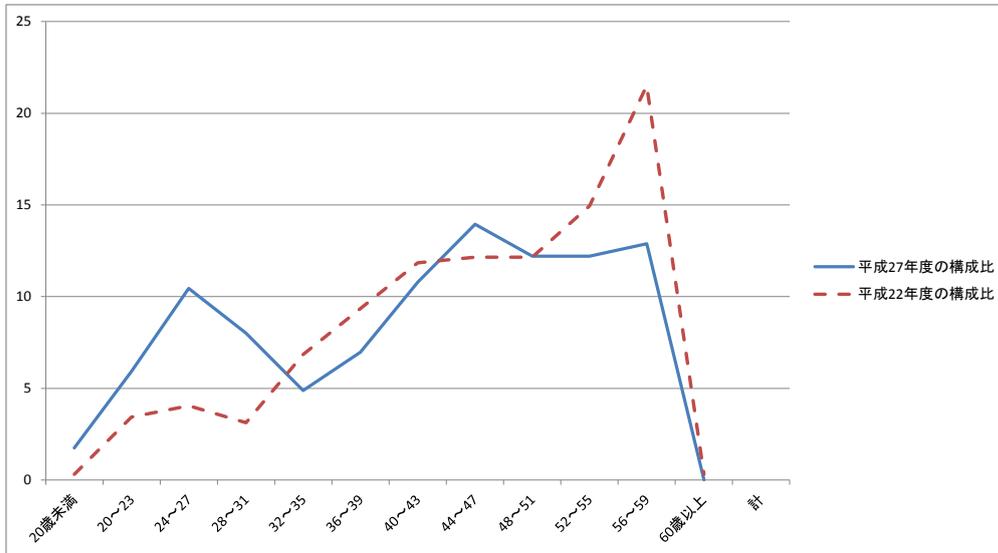
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成27年			
普通会計部門	議会	4	4	0	業務拡充による増員 業務の効率化
	総務	62	66	▲ 2	
	税務	22	20	▲ 2	
	労働	1	1	0	
	農林水産	18	19	1	
	商工	14	14	0	
	土木	23	24	1	
	民生	57	51	▲ 6	
	衛生	18	18	0	
	計	219	217	▲ 2	
教育部門	37	33	▲ 4	業務の効率化	
小 計	256	250	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.47 人)	
公営企業会計等部門	水道	7	7	0	業務拡充による増員
	下水道	8	8	0	
	その他	20	22	2	
	小 計	35	37	2	
合 計	291	287	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.08 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	17人	30人	23人	14人	20人	31人	40人	35人	35人	37人	0人	287人
構成比	1.7%	5.9%	10.5%	8.0%	4.9%	7.0%	10.8%	13.9%	12.2%	12.2%	12.9%	0.0%	100.0%

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	235	229	221	219	219	217	△ 18	△ 7.66
教 育	47	46	42	39	37	33	△ 14	△ 29.79
普通会計	282	275	263	258	256	250	△ 32	△ 11.35
公営企業会計	39	36	36	36	35	37	△ 2	△ 5.13
総合計	321	311	299	294	291	287	△ 34	△ 10.59

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数を記載しています。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,083,506	千円 29,201	千円 41,067	% 3.8	% 5.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 7	千円 22,000	千円 1,925	千円 6,535	千円 30,460	千円 4,351

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,219

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
新 庄 市	46.0 歳	354,486 円	487,083 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	-	-	-

(注)1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 庄 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(26年度) 934 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,143 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.4)月分 (0.7)月分	-
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	-

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(27年4月1日現在)

新 庄 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例加算:2~45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例加算:2~45%加算	
一人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	一人当たり平均支給額	千円	千円

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	1			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	右記に従事した水道企業職員	劇物取扱業務	0 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	620 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	87 千円
支給実績(25年度決算)	1,014 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	169 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。□

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円、配偶者以外:6,500円 ※配偶者がいない場合:一人目のみ11,000円 ※配偶者以外で、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの期間の扶養親族がある場合:1人につき5,000円加算	同じ	-	468 千円	156,000 円
住居手当	・最高27,000円とし、借家・借間に応じた額	同じ	-	0 千円	0 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応じた額(最高44,900円)	同じ	-	97 千円	48,600 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に対し、職責に応じて支給 ※課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円 ※平成24年度、25年度ともに20%削減	同じ	-	287 千円	286,832 円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要性により休日等に勤務した場合に支給	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	23,000円+距離に応じた加算(最高45,000円)	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額(最高6,620円)	同じ	-	0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回あたり最高7,200円 ※主な支給対象:神室荘における宿日直勤務(1回あたり5,900円)	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高17,800円)	同じ	-	406 千円	67,633 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	-	47 千円	11,789 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00～翌日の5:00)に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円